

東松山市クリーンステーション設置基準

令和3年4月1日改正

この基準は、東松山市クリーンステーション設置管理要綱に基づき、クリーンステーションの設置及び管理について必要な事項を定める。

1 クリーンステーションの設置要件

【設置場所】

クリーンステーションを新たに設置できる場所は、次に掲げるものとする。なお、クリーンステーションの看板は、高さ150cm程度、基礎40cm角程度であることを考慮すること。

- ① 道路交通法等の法令に抵触しない（駐停車禁止区域等に該当しない）場所
- ② 収集作業及び交通上の安全性が確保できる場所
- ③ 原則として4トン収集車の通行が可能な場所
- ④ おおむね2m以上公道に接する場所
- ⑤ おおむね50世帯以上が利用する大型集合住宅については、敷地内で収集ができ、かつ収集車が旋回又は通り抜けができる場所
- ⑥ 収集車の投入口がおおむね2m以内につけられる場所

【設置すべき世帯数】

クリーンステーションを設置すべき建築行為の規模は、戸建住宅の戸数又は集合住宅の世帯数が6以上のものとする。また、分譲住宅地など複数のクリーンステーションを設置する場合は、20世帯につき1か所設けるものとする。

【設置面積】

クリーンステーションの有効床面積は、利用世帯数に0.3㎡を乗じた面積を基本とし最低面積は世帯数に応じて次の表のとおりとする。

住宅の形態 戸数 世帯数	戸建住宅	集合住宅 (アパート等)	備考
6以上 15未満	3㎡以上 (間口2m×奥行1.5m)以上	3㎡以上 (間口2m×奥行1.5m)以上	
15以上	5㎡以上 (間口2m×奥行2.5m)以上	5㎡以上 (間口2m×奥行2.5m)以上	大型マンションにおいては、分別の仕切り等を設ける。

2 クリーンステーションの形状・構造

クリーンステーションは、下記の面積を確保する三面ブロックで囲う構造を基本とする。高さは、利用世帯数に応じて60cmから120cm程度とし、カラス・猫等による散乱防止対策ネット及びそれを固定できるフック等を取り付ける。

三面ブロック構造が難しい場合は、外部からごみの状態を確認できる引き戸タイプ又は観音開きタイプ（ストッパー付）のストッカー※とし、扉の高さは180cm程度を確保することが望ましい。（※奥行が1mを超え、かつ高さが1.4mを超えるものは建築物に該当し、別途建築確認申請が必要となりますのでご注意願います。）

上蓋開閉式のボックスタイプ等、内部が確認できず、ごみの適正な分別排出に支障を来すおそれのある形状のものは設置しないものとする。

3 クリーンステーション設置までの流れ

(1) 事前協議

- ① クリーンステーションの設置に際しては、住宅の開発行為等の計画段階で事前協議書を作成し、市と協議する。
- ② 事前協議書には、案内図、建物配置図、建物平面図、クリーンステーション構造図（平面図・立面図）、写真等を添付する。



(2) クリーンステーション設置申請

- ① 該当地区自治会長又は利用者と協議し、確認を得る。
- ② 収集開始の2週間前までに設置申請書（別記様式）を廃棄物対策課へ提出する。



(3) クリーンステーションの設置

- ① 申請内容を審査し、事前協議内容と相違ない場合には、廃棄物対策課でクリーンステーション看板の設置を行う。

4 その他

- ① 戸建住宅に設置するクリーンステーションの土地は、境界を明確に区分し、支障のない限り市に寄付することができる。ただし、工作物に関しては使用者の管理とする。
- ② 付近に住宅がある場合は、設置場所を考慮する。